

安八町告示第102号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

令和2年5月7日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書（以下「請求書」という。）〕について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

令和2年5月29日

安八町監査委員

清

伸二

安八町監査委員

碓井

昭夫



記

第1 監査の請求

1 請求人

[REDACTED]

2 請求書の受付

令和2年5月7日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、令和元年5月15日に支出した、令和元年度町村議会議長等研修会参加経費（25,000円）を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成31年度 支出負担行為決議書兼支出命令書
2. 平成31年度 証拠書類貼付台紙
3. 令和2年4月1日付 情報公開請求書
4. 伺い 支出命令の取り消しについて

(平成27年度 大垣土木事務所との懇親会費)

5. 伺い 支出命令の取り消しについて
(平成28年度 大垣土木事務所との懇親会費)
6. 伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料
(タクシ一代) の戻入れについて (戻入れ金額175,250円)

第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があつたため、令和2年5月11日に清伸二監査委員並びに碓井昭夫監査委員の合議により、これを受理した。

第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、令和元年5月15日に支出した、令和元年度町村議會議長等研修会参加経費(25,000円)を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを請求している。

のことから、本件請求は、財務会計行為を対象とした住民監査請求の要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第7項の規定に基づき、令和2年5月25日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。令和2年5月21日に請求人から出席の連絡があった。しかし、請求人は当該監査請求に係る陳述の開始時刻を15分経過しても陳述に来なかつた。このことから監査委員の判断により陳述は実施しなかつた。

また、同期日に新たな証拠の提出もなかつた。

2 監査の実施

(1) 監査対象事項

法第242条の規定に基づき、本請求の趣旨のとおり公金の支出が違法若しく

は不当であり、かつ、監査委員の判断がされた日において安八町に損害が現実に発生していたのか否かについて、令和2年5月25日に監査を実施した。

(2) 監査対象課

監査対象課を議会事務局とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

第5 事実関係の確認

1 監査対象事項について

関係課（職員）からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

- (1) 平成31年3月26日付「2019年度町村議会議長・副議長研修会（以下「研修会」という。）について（ご連絡）」が、西南農町村議会議長会事務局から安八町議会事務局長（以下「局長」という。）に送達された。
- (2) (1)の内容は、「1 研修日時：2019年5月28日（火）12:30～17:00／2 研修場所：[REDACTED]／3 その他：①（略）、②交通費及び会議費として25,000円ご負担願います。（後日請求書を送付予定）（略）」であった。
- (3) 平成31年3月26日付 岐町村議第135号「研修会の開催について（案内）」が、岐阜県町村會議長会 会長から安八町議会議長（以下「議長」という。）に送達された。
- (4) (3)の内容は、「研修会受講希望者報告と研修会開催要領、研修会日程（案）及びアクセスマップ」であった。
- (5) 平成31年4月23日付 西南町議第3号「研修会について」が、西南農町村議会議長会 会長から議長に送達された。
- (6) (5)の内容は、「1 日程：令和元年5月28日（火）12:30～17:00 東京国際フォーラム（東京都千代田区丸の内3丁目5-1）／2 集合場所及び集合時間：集合場所 岐阜羽島駅改札口（または名古屋駅で合流）、集合時間 5/28 午前8:30 時間厳守（または新幹線の到着時刻までにホームへ）、利用新幹線発着時刻 8:48羽島発 ごだま638号乗車 名古屋でのぞみ112号に乗換え（または9:02名古屋発のぞみ112号で合流）／3 その他（略）」であった。
- (7) 研修会には議長が出席する予定であったが、諸般の事情により安八町議会 副議長（以下「副議長」という。）が代理出席した。
- (8) 副議長が研修会に出席する目的は、安八町議会を代表する議長の代理として、「町議会において、町民に対して開かれた議会の実現を目指す取り組みを実施する等、地方分権時代に対応した活性化方策の積極的な展開」の実現のためには、

安八町議会の代表としてさらに見識を深めることが必要不可欠であると考えていたためであった。

- (9) 研修会の内容については、「町村議会議員の議員報酬等のあり方(最終報告)」、そして、事例発表として「長野県喬木村、鳥取県若桜町、京都府与謝野町の議会の取り組みについて」であった。
- (10) 副議長が研修会に出席するための移動手段についてだが、往復路とも新幹線を利用した。
- (11) 局長は、令和元年5月15日、副議長が研修会に出席するにあたり(2)後段にいう交通費及び会議費(25,000円)を研修会負担金として、請求書中、事実証明書①のとおり一般会計から支出した。
- (12) 副議長は、研修会の機会を利用して(6)の目的を達成した。 (:

第6 判断に当たっての関係法令等について

1 法第232条の2

普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助をすることができる。

2 法第103条第1項

普通地方公共団体の議会は、議員の中から議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

3 法第104条

普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理、議会を代表する。

第7 監査の結果

本件請求については、次のように決定した。

本件請求で請求人は、「令和2年4月1日付にて、支払年月日が令和元年5月15日の令和元年度町村議會議長等研修会参加経費に関する「この会の出席者相互で行われた意見交換に関する復命された書面」、「この会の目的が達成されたことを証する書面」、「この会の結果がどのように町政に反映されたか分かるもの」について情報公開請求をしたところ、法定期限を過ぎた現在でも公開が決定されず書類の確認が不可能である。」との事実を前提に、「出席者相互で行われた意見交換に関する復命された書面や、会の目的が達成されたことを証する書面や、会の結果がどのように町政に反映されたか分かるものを組織的に用いるために職務上作成していなければこの支出は認められないものである。なぜならば、公費を支出する以上はこ

これらの書類を作成し行事の内容や結果を記録し、これらの情報を今後さまざまな施策に活用できる状態にしておかなければならぬことは言うまでもない。」とした上で、「平成31年度支出負担行為決議書兼支出命令書の備考及び摘要には、「令和元年度町村議会議長等研修会参加経費」としか記載されておらず、どのような目的の支出であったのか、その目的は達成されたのか、また、その結果がどのように町政に反映されたのか検証されなければならない支出である。また、25,000円という高額な参加経費であるが、25,000円の明細（内訳）が分かるものが無く、参加経費が25,000円で妥当な金額であったのか疑義が生ずるものである。公費の支出に際して疑義が持たれるものであれば、「伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料（タクシ一代）の戻入れについて」と同様に戻入れがされなければならないものである。」と主張している。

本件監査では、副議長が研修会に出席することについて、その公務性を検討することとした。

はじめに、議会における議長及び副議長の選出根拠については、第6 判断にあたっての関係法令等について／2のとおりであり、議長の責務等については、第6 判断にあたっての関係法令等について／3のとおりである。

次に、副議長が安八町議会を代表する議長の代理として研修会に出席する目的については、第5 事実関係の確認／1 監査対象事項について／(8) に示してあるとおり、「町議会において、町民に対して開かれた議会の実現を目指す取り組みを実施する等、地方分権時代に対応した活性化方策の積極的な展開」の実現のためには、安八町議会の代表としてさらに見識を深めることが必要不可欠であると考えており、このことは地域の自主性及び自立性の高まりが求められている現在において、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割を責任が以前にも増して重くなっていることを十分に認識していたためであった。

そして、研修会の内容については、第5 事実関係の確認／1 監査対象事項について／(9) のとおりであった。

これらのことと、第6 判断にあたっての関係法令等について／3に当てはめてみると、地方公共団体の議会が執行機関による行政の適正さや有効性を評価し、監視・統制していく役割を適切に務めていくためには、その代表である議長の見識を深めることは必要不可欠であり、これによって安八町の意思を決定する機関である安八町議会の役割を果たすことにつながるものであると考える。

したがって、研修会への出席は、「若者や子どもたちをやさしく包摂するまちづくり」を将来像とする安八町のまちづくりのためには、安八町議会の役割に資するものであることがいえ、そうであるから研修会への出席は、安八町議会の代表である議長の職務の範囲内であり、公務と認められる。

このことは、当然に副議長にも当てはまるものである。

以上のことから、本件請求で請求人が主張する、令和元年5月15日支出町村議会議長等研修会参加経費に係る公金の支出については、公務と認められる研修会へ

の出席に付隨して支出され、その内訳については交通費及び会議費であり、そして、本件請求にいう公金の支出は負担金として支出されたものであって、これは、第6判断にあたっての関係法令等について／1に示す、法第232条の2の規定に逸脱するものではないことから、町に損害を与えるものではないと判断した。

併せて、請求人は、請求書中、請求の理由にて、「出席者相互で行われた意見交換に関する復命された書面や、会の目的が達成されたことを証する書面や、会の結果がどのように町政に反映されたか分かるものを組織的に用いるために職務上作成していなければこの支出は認められないものである。」としているが、監査対象課から提出を受けた資料や関係職員から聴取した事情に併せて、監査にて客観的事実と整合し、その信用性を覆す事情がない場合には、手控えや記憶を根拠として事実を認定することに差し支えないものと判断した。

よって、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

第8 監査委員の意見

なし。